

# 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

## 質問票

(認定こども園向け)

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1. 施設名	認定こども園の名称	<input type="checkbox"/>
	幼稚園の名称	<input type="checkbox"/>
2. 設置者名		<input type="checkbox"/>
3. 所在市町村名		<input type="checkbox"/>
4. 認定こども園の類型	<input type="checkbox"/>	1. 幼保連携型    2. 幼稚園型
5. 認可された園則上の収容定員（認可定員）		<input type="checkbox"/> 人
	※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。	
(内訳)		
幼保連携型の場合	幼稚園部分	<input type="checkbox"/> 人
	保育所部分	<input type="checkbox"/> 人
幼稚園型の場合	幼稚園部分	<input type="checkbox"/> 人
	保育機能施設部分	<input type="checkbox"/> 人（接続型・並列型に限る。）

次に、貴施設の平成 26 年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数 □人

※平成 26 年 5 月 1 日現在の状況を記入してください。

(内訳)

①下記②、③以外の幼児（教育時間のみ在籍） □人

②保育に欠ける幼児(\*1)（3歳以上） □人

③保育に欠ける乳児又は幼児(\*1)（3歳未満） □人

(\*1)児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児

①のうち平成 25 年度中に満 3 歳児となったため入園した者（平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日生まれの者に限る。） □人

2. 園児の居住市町村別の内訳

ア 全園児が施設の所在市町村に居住している。

イ 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。

ウ 園児の居住市町村の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。

※平成 26 年 5 月 1 日現在

市町村 の名称						
園児数						



② （問1で「1」を回答した方と問2を回答した方に伺います。）

認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1. 希望する。 （1日当たりの想定人数 □人）          |
| 2. 実施する方向で検討している。 （1日当たりの想定人数 □人） |
| 3. 希望しない。                         |

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が基本となります。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

#### 問 4

① (問 1 で「3」を回答した方に伺います。)

現在検討している対応はどちらですか。

1. 幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している。⇒②に進んでください。
2. 上記以外の対応を検討している。具体的に記述してください。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

[ ]

② (問 4 ①で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している場合、幼稚園については、引き続き私学助成を受けることを希望していますか。それとも新制度へ移行して施設型給付を受けることを希望していますか。

1. 私学助成を受けることを希望している。⇒問 5 に進んでください。
2. 新制度に移行して施設型給付を受けることを希望している。⇒問 6 に進んでください。

※ 認定こども園から戻る幼稚園についても、通常の場合と同様に、私学助成と施設型給付を選択することができます。

※ 幼稚園型認定こども園の保育機能部分に対する財政支援については、現在のところ、安心こども基金による認定こども園事業費を受けることが可能ですが、幼稚園に戻る場合には、これを受けることができなくなります。その場合、保育に欠ける子どもの保育の継続に支障のないよう、一時預かり事業(幼稚園型)や小規模保育事業等の適切な実施を検討することが必要です(問 5 参照)。

問5

① (問4②で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、市町村の一時預かり事業(幼稚園型)により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. 希望する。(1日当たりの想定人数 □人)          |
| 2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 □人) |
| 3. 希望しない。                        |

② (問4②で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在市町村の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

- |   |
|---|
| 1. 実施を希望する。(事業の想定利用定員 □人)<br>(例: 現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。)                             |
| 2. 実施する方向で検討している。   |
| 3. 実施を希望しない<br>(例1: 満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。<br>例2: 現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。) |

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

問6

① (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

新制度に移行する時期は、いつを予定していますか。

- |   |
|---|
| 1. 平成27年度を予定している。⇒②及び③に進んでください。<br>2. 平成28年度以降で検討している。⇒以上で終了です。ありがとうございました。 |
|---|

② (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

□人
----

※ 施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

③ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

預かり保育については、一時預かり事業(幼稚園型)により実施する予定はありますか。

- |  |
|--|
| 1. 希望する。(1日当たりの想定人数 □人)<br>2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 □人)<br>3. 希望しない。 |
|--|

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業(幼稚園型)が基本となります。

④ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在市町村の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。(事業の想定利用定員 □人)

(例: 現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。)

2. 実施する方向で検討している。

3. 実施を希望しない。

(例1: 満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。

例2: 現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。)

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒以上で終了です。ご協力ありがとうございました。



質問票フローチャート（認定こども園向け）

